# 業務委託基本契約書

株式会社○○(以下「甲」という)株式会社□□(以下「乙」という)とは、甲の乙に対する業務委託に関し、ここに以下の通り基本契約を締結する(以下「本契約」という)。

## 第 1 条 (目的)

本契約の業務委託基本契約書に定める条項は甲乙間において、現在締結され、または将来締結されることのある第2条に定める業務に関する個別契約又は覚書等のすべてに共通に適用されるものとする。

### 第 2 条 (委託業務の範囲)

本契約の適用される業務の範囲は次に定める業務(以下「本件委託業務」という)とし、乙は専門的な技術若しくは経験を有する技術者により本件委託業務を遂行するものとする。

- 1・システムコンサルティング業務
- 4・オペレーション及びデータ入力業務
- 2・システムプランニング業務
- 5・電子計算機要員の教育及び訓練業務
- 3・システム設計及びプログラム作成業務
- 6・前各号に付帯関連する一切の業務

### 第 3 条 (個別契約)

- 1. 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、書面により、個別契約を締結する。
  - ① 具体的作業内容(範囲、仕様等)
  - ② 契約類型 (請負、準委任)
  - ③ 作業期間又は納期
  - ④ 作業スケジュール
  - ⑤ 甲・乙の役割分担
  - ⑥ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等
  - ⑦ 作業環境
  - ⑧ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件の明細及び納入場所
  - ⑨ 委託料及びその支払方法
  - ⑩ 検査又は確認に関する事項
- 2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、 可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。

# 第 4 条 (契約期間)

- 1. 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。但し、甲乙いずれか一方より期間満了3ヶ月前までに文書による別段の意思表示がない場合は、本契約は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2. 個別契約の有効期間は各個別契約において定めるものとし、その定めのない個別契約の有効期間については前項によるものとする。

#### 第 5 条 (業務委託料)

甲は乙に対し、本件委託業務について委託料を支払う。その金額及び支払方法については、別途個別契約又は覚書等においてこれを定める。

### 第 6 条 (業務委託料の改訂)

本件委託業務の範囲、内容に変更があったとき、経済情勢の変動その他により契約時の諸条件等が著しく変化した場合には、契約の更新に際し、第5条に定める委託料を、甲乙協議の上当該更新時より改訂することができる。また、契約期間中であっても、同様の場合には、甲乙協議の上業務委託料を改訂することができる。

# 第 7 条 (善管注意義務並びに財政上、法律上の責任)

乙は善良な管理者の注意をもって誠実に本契約に基づく本件委託業務の遂行にあたるものとし、乙は本件委託業務の遂行について、本件委託業務の範囲内における財政上及び法律上のすべての責任を負う。

### 第 8 条 (機密の保持等)

- 1. 乙は、業務上知り得た甲の営業上又は技術上の情報及び甲の取り扱う個人情報【機密保持協定書(2024年3 月8日締結)の第2条(定義)に準ずる】を他に漏洩してはならない。かつ機密情報漏洩の可能性を事前に排除するよう十分な注意を払わなければならない。
- 2. 乙は甲の業務に従事する乙の技術者等の身元に責任を負い、前項の機密情報保持に努めさせねばならない。
- 3. 乙は本契約終了後といえども公知となるまで、甲の機密情報を漏洩してはならない。

### 第 9 条 (知的財産権)

- (1) 乙は、本件委託業務を遂行するにあたり、第三者の知的財産権を侵害しない様に最善の注意を払わなければならない。
- (2) 乙は、第三者との間において、知的財産権の侵害等の紛争が生じたとき、またはそのおそれがあると きは、その責任において当該紛争を解決するものとし、次の各号所定のすべての要件が充たされる場 合に限り、当該紛争により甲が被った損害を補償する。
  - 1 甲が第三者から申立を受けた日から14日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること
  - 2 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての 決定権限を与え、並びに必要な援助をすること
  - 3 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に 解決すること

# 第 10 条 (賠償責任)

次の各号においては、甲又は乙はその被った損害の賠償を請求することができる。

- (1) 甲又は乙又は乙の関係者の故意又は過失により本件委託業務の処理を誤り、相手方の業務運営に支障をきたしたとき。
- (2) 甲又は乙又は乙の関係者の故意又は過失により相手方の機器等(ソフト・システムを含む)を破損したとき。
- (3) 甲又は乙が正当な理由なくして本契約の履行を怠ったとき。

# 第 11 条 (非常時の協力義務)

乙が甲の本件委託業務を遂行中に、甲の事務所において火災等の非常事態が発生したときは、乙は甲に協力 して機器、資料等の損害を最小限度に止めるよう協力しなければならない。

# 第 12 条 (不可抗力)

地震・台風などの天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他乙の責に帰することができない事由による本契約又は個別契約の全部又は一部(金銭債務を除く)の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者も責任を負わないものとする。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、その費用負担等につき協議の上、復旧するための最善の努力をするものとする。

### 第 13 条 (技術者の管理)

乙は本件委託業務を担当する乙の技術者の品位の保持に努めるとともに使用者としての責任を負う。また、 乙は乙の技術者が本契約に定める事項並びに職場秩序を遵守するよう指導監督し管理する義務を負うものとす る。

### 第 14 条 (統括責任者)

- 1. 乙は、本件委託業務を担当するにあたり統括責任者を選任し書面でその旨甲に届出なければならない。
- 2. 統括責任者は、乙を代表して本件委託業務の作業要領と作業計画につき甲と打合せをするものとする。
- 3. 統括責任者は、作業要領と作業計画に基づき、本件委託業務を担当する乙の技術者の労働時間・休憩時間・休日・労働時間の延長・服務上の規律の遵守・担当業務等を統括し、指揮監督するものとする。
- 4. 甲は乙に対し、甲が統括責任者の技術的能力が統括能力に欠けると判断した場合は、統括責任者の交代を求めることができる。

### 第 15 条 (保証期間)

本件委託業務の内容又は本件委託業務による完成品について、業務の完了又は完成品の引渡し後12ヶ月間は保証期間とする。この期間内においては本契約の終了後といえども、甲は乙に対して、次の各号に該当する場合には、修正若しくは損害賠償を請求することができる。

- (1) 業務内容又は完成品が甲の委託内容若しくは初期の目的に則していない場合。
- (2) 論理誤り若しくは著しい効率不良が発見された場合。

### 第 16 条 (権利の帰属)

- 1. 本件業務委託の履行により、甲の貸与または支給した物品、および作業の結果として納品された納品物件についての権利は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、原則として甲に帰属する。ただし、甲又は乙の技術者の発明、考案にかかる工業所有権および著作についての著作権については、当該発明、考案および著作をなした技術者の属する甲又は乙に帰属するものとする。
- 2. 乙は甲に対し、本契約の期間中又は本契約の終了後において、前項に基づく工業所有権を甲が業務上使用するのに必要な範囲について、当該工業所有権の通常実施権を許諾する。
- また、個別契約において一定の第三者に使用させる旨の約定がある場合は、個別契約に従った第三者による当該工業所有権の使用についても同様とする。
- なお、係る許諾の対価は、本件委託業務の委託料に含まれるものとする。
  - 3. 甲は、納品物件のうち、プログラムの複製物を著作権法47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができる。乙は、係る利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- また、当該プログラム複製物を個別契約において一定の第三者に使用させる旨の約定がある場合は、当該第三者は 自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるし、乙は、係る利用について著作者人格権を行使 しないものとする。

### 第 17 条 (解除)

- 1. 本契約に基づく個別契約期間中であっても、甲乙いずれか一方が相手方に少なくとも1ヶ月の予告期間を設けて文書で通告することにより本契約及び当該個別契約等を解除することができる。
- 2. 一方の当事者につぎの事由があった場合は、一方当事者が他方当事者に文書により催告したのち、14日間以内に是正されなかった場合には本契約及び個別契約等を解除することができる。
  - 1 一方の当事者の故意又は過失により、他方の当事者に損害を与えたとき。
  - 2 一方の当事者が正当な理由なく本契約又は個別契約の履行を怠ったとき。
- 3. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契 約及び個別契約の全部又は一部を解除することができ、当該相手方は残存債務の全てにつき期限の利益を喪 失する。
  - ① 第2項第1号・第2号以上の重大な過失又は背信行為があった場合
  - ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - 4 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - 5 その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
  - 6 別途、反社会的勢力排除に関する覚書(2024年3月8日締結)の規定に違反した時。
  - 4. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後 も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することがで きる。
  - 5. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方 に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。
  - 6. 甲又は乙は第3項第6号の理由により契約解除を行った場合、相手方に対し一切の損害賠償義務を負担しない。但し、解除権を行使した甲又は乙の相手方に対する損害賠償の請求は妨げないものとする。

## 第 18 条 (債権譲渡の禁止)

乙は甲の書面による承諾なくして、本契約およびこれに基づく個別契約によりまたはこれらに関連して発生 する一切の甲に対する債権を第三者に譲渡しまたは担保の目的に供してはならない。

### 第 19 条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる甲乙間の争いについては、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 20 条 (契約に定めなき事項)

本契約の基本契約書若しくは個別契約書又は覚書等に定めなき事項及び解釈の疑義については、法令の規定並びに一般慣行に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方記名捺印の上、各1通を保存する。

2024年3月8日

甲:

乙 :